

■ 設問⑥ 京都市内におけるタクシーの駐停車マナーについて、お聞きします。

⑥-1 他のタクシーの違法な駐停車により、進路を妨害されるなど、危険な目に遭ったり、見かけたりすることがありますか？

☐ ある ➡ それはどんな場面ですか？（）

☐ ない

次の10箇所（A～J）は、駐停車マナー違反※がよく見られているところです。
※バス停、交差点付近での駐停車やタクシー乗り場の規定台数からはみ出した駐停車行為など

【駐停車マナー違反がよく見られる箇所】

A. 二条城東側タクシー乗り場

B. 三条小橋西詰

C. 西大路四条交差点

D. 四条通大丸前タクシー乗り場

E. 四条河原町交差点

F. 四条木屋町交差点

G. 烏丸塩小路（京都タワー等）

H. 京都駅八条口

I. 近鉄桃山御陵前駅

J. 京阪中書島駅

⑥-2 特に危険だと感じるところ上位3箇所をA～Jから選び、危険だと思う順に記入してください。

危険箇所1（）

危険箇所2（）

危険箇所3（）

⑥-3 A～Jのほかに、あなたが問題だと感じる場所があれば、教えてください。

問題だと感じる場所（）

危険な状況（）

■ 設問⑦ 駐停車マナーの指導についてお聞きします。

⑦-1 京都市、京都運輸支局、京都府警察、タクシー業務センターは連携して、タクシーマナー向上に向けた街頭啓発やポスター・横断幕の掲出等の取組を行っています。ご存じですか？

☐ 知らなかった

☐ 知っている

⑦-2 タクシー業務センターでは、駐停車違反等を行った車両に対して規定に基づく指導を行っており、違反点数が累積すると、再講習等の指導を行うこともあります。ご存知ですか？

☐ 知らなかった

☐ 知っている

⑦-3 上記のような関係団体が、駐停車マナー向上に向けた取組を行っていることを知って、あなたもマナー向上に努めようと思いませんか？

☐ そう思う

☐ ややそう思う

☐ あまり思わない

☐ 思わない

■ 設問⑧ 駐停車マナー向上に向けた取り組みについて、あなたのご意見があればお書きください。

ご協力ありがとうございました。
これからも、公共交通であるタクシーの役割を高めるため、駐停車マナーの遵守をお願いします。

タクシー乗務員のみなさまへ

約5分で
回答できます

タクシー駐停車マナー
アンケート調査 ご協力をお願い

京都市、京都運輸支局および京都府警察では、
タクシー業界団体とともに「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」を設置し、
タクシー駐停車マナー向上の取組を進めています。
タクシーが市民のみなさまから末永く「愛される公共交通」として活躍できるよう、
みなさまのご協力を、よろしくお願いいたします。



ご回答にあたって

- ・本調査は、タクシー業界団体の協力の下、タクシー乗務員の方にご協力をお願いしています。
- ・本アンケートは完全無記名で行っていただくものです。
- ・調査結果はすべて統計的に処理しますので、個人の情報が公表されることはありません。

回答期限 2018年11月30日(金) まで

※「京都市タクシー駐停車マナー向上マネジメント会議」は、以下の団体で構成されています。
京都タクシー業務センター、一般社団法人京都府タクシー協会、全京都個人タクシー共済協同組合、協同組合京都個人タクシー協会、京都市個人タクシー事業協同組合、協同組合京都個人タクシー昌栄会、個人タクシー互助協同組合、協同組合個人タクシーみらい京都、楽友個人タクシー協同組合、国土交通省近畿運輸局京都運輸支局、京都府警察本部交通部交通指導課取締企画係、京都市都市計画局歩くまち京都推進室、京都市行財政局サービス事業推進室、京都市交通局自動車部

お問い合わせ 京都市 都市計画局 歩くまち京都推進室(担当:吉田・山下)
TEL: 075-222-3483 FAX: 075-213-1064

アンケートは中面・裏表紙の全3ページです

同封のリーフレットもぜひご覧ください

設問①～⑧について、あてはまるものに ☒ を、_____ には該当する内容をご記入ください。

■ 設問① あなた自身のことについて教えてください。

①-1	あなたの年齢は？	☐ 20歳代	☐ 30歳代	☐ 40歳代	☐ 50歳代	☐ 60歳代	☐ 70歳以上
①-2	あなたのタクシー乗務員歴は何年ですか？ また、そのうち京都市域での活動は何年ですか？						
	乗務員歴 _____ 年（そのうち京都市域での乗務員歴は _____ 年）						
①-3	昨年度（平成30年2月）に実施したアンケートにご回答いただけましたか？						
	☐ はい ➡ マナーの向上を意識するきっかけになりましたか？ ☐ はい ☐ いいえ ☐ いいえ						

■ 設問② 「駐停車マナー」についてお聞きします。

②-1	タクシー乗り場以外で客待ちを行うことはありますか？	
	1日の客待ちのうち、 _____ 割程度	
②-2	交差点内やバス停前での乗降やタクシー乗り場以外での客待ちは、 道路交通法上「違法」である ことはご存知でしたか？	
	☐ もちろん知っている ☐ 一応、知ってる ☐ 知らなかった	
②-3	他の乗務員が「交差点内やバス停前での乗降」「タクシー乗り場以外での客待ち」を行っているのを見て、どのように感じますか？	
	☐ 違法なので、やめるべき ☐ できる限り減らすべき ☐ やむを得ない ➡ それはなぜですか？（ _____ ） ☐ その他（ _____ ）	

同封リーフレットをご一読の上、ご回答ください



■ 設問③ 改めて「駐停車マナー」についてお聞きします。

乗客アンケート調査の結果によると、多くの方が「今後、交差点でタクシーの乗り降りをしないようにしよう」「今後、タクシー乗り場以外の場所で客待ちをしているタクシーは使わないようにしよう」と考えています。

③-1	ご覧になられて、あなたもマナー向上に努めようと思いますか？			
	☐ そう思う	☐ ややそう思う	☐ あまり思わない	☐ 思わない

■ 設問④ 四条通（烏丸通～川端通間）での活動状況についてお聞きします。

④-1	普段、四条通（烏丸通～川端通間：以下同様）で、どれくらい営業活動（客待ちや流し）をしていますか？	
	☐ ほとんど毎日 ☐ 週に2、3回 ☐ 週に1回程度 ☐ ほとんどしない ➡ 設問⑤へお進みください	
④-2	現在、四条通では、客待ちはタクシー乗り場で、乗客の乗降は沿道アクセススペースを利用するようお願いしています。利用ルールは知っていましたか？	
	☐ 知らなかった ☐ 知っている ※同封パンフレット裏面の利用ルールをご覧ください。	
④-3	タクシー乗り場以外で客待ちすることは、どれくらいありますか？	
	1日の四条通での客待ち時間のうち、 _____ 割程度、タクシー乗り場以外で客待ちをしている。時間になると、 _____ 分/日程度、利用している。	
④-4	定められた停車場所（沿道アクセススペースやタクシー乗り場）以外で乗客の乗降をさせることは、どれくらいありますか？	
	割合にして、 _____ 割程度は、定められた停車場所（沿道アクセススペース等）以外で乗降させている。これらの乗降にかかる時間は _____ 分/日程度である。	

➡ ■ 設問⑤ 京都駅八条口での活動状況についてお聞きします。

⑤-1	普段、京都駅八条口で、どれくらい営業活動（客待ち）をしていますか？	
	☐ ほとんど毎日 ☐ 週に2、3回 ☐ 週に1回程度 ☐ ほとんどしない ➡ 設問⑥（裏面）へお進みください ➡	
⑤-2	京都駅八条口の タクシー降り場 で、客乗せをしていますか？ 客乗せする場合、それはなぜですか？	
	☐ まったくしていない ☐ することがある（月に _____ 回程度） ➡ 客乗せする理由は？（ _____ ）	
⑤-3	京都駅八条口での「 タクシー降り場 」での客乗せ行為は 禁止 されています。ご存知でしたか？	
	☐ 知らなかった ☐ 知っている ※同封パンフレット裏面の利用ルールをご覧ください。	
⑤-4	他の乗務員が「タクシー降り場」で客乗せすることについて、どう思いますか？	
	☐ 厳しく指導すべき ☐ できる限り減らすべき ☐ やむを得ない ➡ それはなぜですか？（ _____ ） ☐ その他（ _____ ）	

裏面へ続きます